

<課税標準の特例(中小企業等経営強化法の先端設備等)に係るチェックシート>

【令和5年4月1日以降取得分】

特例対象設備の内容確認のため、以下太枠内を記入し提出をお願いいたします。

①必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側の欄にチェックしてください】

項番	提出書類	申請者用 チェック欄
1	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ※計画の変更申請を行った場合、その申請書も併せてご提出ください。	
3	先端設備等導入計画認定書(写) ※計画の変更申請を行った場合、その認定書も併せてご提出ください。	
4	認定経営革新等支援機関が発行する、先端設備等に係る投資計画に関する確認書(写)	
5	(リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合)リース契約書(写) ※ただし、先端設備等導入計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要	
6	(リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合)公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写) ※ただし、先端設備等導入計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要	

②課税標準の特例対象条件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください】

項番	確認内容	当てはまる方に ○をつける		
1	先端設備等導入計画の申請者が 会社 及び資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日(本年1月1日現在)において、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？	いいえ	はい
	先端設備等導入計画の申請者が 資本 又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日(本年1月1日現在)において、従業員数は1,000人以下ですか？	いいえ	はい
2	賦課期日(本年1月1日現在)において、「みなし大企業※」ではないですか？ (「みなし大企業」は課税標準の特例の適用対象外です。) ※「みなし大企業」… 同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人 または、2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人		いいえ	はい
3	賃上げ方針を伴う計画を申請しましたか？		いいえ	はい
4	課税標準の特例を届け出る資産は、耐用年数省令上の「機械及び装置」にあたりますか？		いいえ	はい
	「はい」の場合 課税標準の特例を届け出る資産は、1台又は1基あたりの取得価額が160万円以上ですか？		いいえ	はい
5	課税標準の特例を届け出る資産が、耐用年数省令上の「工具・器具備品・建物附属設備」にあたりますか？		いいえ	はい
	「はい」の場合 課税標準の特例を届け出る資産は、1台又は1基あたりの取得価額が、「工具・器具備品」については30万円以上 「建物附属設備」については60万円以上ですか？		いいえ	はい
6	「先端設備等導入計画認定申請書」記載の先端設備の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？		いいえ	はい
	「いいえ」の場合は、その理由(例:見積り価格と実際の購入価格との差額によるもの)を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。			
	(理由)			

提出日

____年 ____月 ____日

事業者名

担当者名・連絡先